



# ～家族で「選挙」のことについて話してみよう～

NO.17

今月は、「投票」にはいくつかの制度(方法)があることをフッキーが紹介します。

実はこんなにあるよ。聞いたことある or ない。

1. 名簿登録地以外の市区町村の選挙管理委員会における不在者投票
2. 指定病院などにおける不在者投票
3. 郵便などによる不在者投票
4. 国外における不在者投票
5. 洋上投票
6. 南極投票
7. 在外選挙制度

有権者のみんな、  
注目!



この中で、特徴的な6と7について、ちょっと詳しく

- 6→国の行う南極地域における科学的調査の業務を行う組織に属する選挙人が、FAXによって投票する制度です。
- 7→仕事や留学などで海外に住んでいる方が、外国にいながら国政選挙に投票できる制度です。投票できるのは、日本国籍を持つ有権者で、在外選挙人名簿に登録され在外選挙人証を持っている方です。

笛吹市選挙管理委員会  
笛吹市明るい選挙推進協議会

■問合せ先 笛吹市選挙管理委員会事務局 ☎ 055 (262) 4111